



水道・工業用水道事業について

令和 8 年 8 月 1 8 日
企業庁水道課

目次

I 水道用水供給事業について

1 事業の概要	4
2 給水状況	10
3 経営状況	13
4 災害に強い水道づくり	16
5 安全・安心な水の提供	19
6 水道施設の健全維持	20
7 令和8年度の主な工事	22
8 未来に向けて	23

II 工業用水道事業について

1 事業の概要	27
2 契約水量及び使用状況	30
3 経営状況	32
4 災害に強い工業用水道づくり	34
5 工水施設の健全維持	37
6 令和8年度の主な工事	39

III 再生可能エネルギーへの取組について

1 太陽光発電	41
2 小水力発電	45

I 水道用水供給事業について

1 事業の概要

(1) 事業の目的と概要

- 水道用水供給事業とは、水道事業者（市町等）に水を供給する『水の卸売業』
- 昭和40年代前半における瀬戸内臨海部の産業の発展や都市化の進展により、水需要が増大したことから、関係市町の強い要請を受け、昭和46年に事業を開始
- 現在、7ダムを水源に、5浄水場において、17市5町1企業団（25市町）に対し、日量48万400m³の計画給水量で水道用水供給事業を実施
(令和8年6月30日現在)

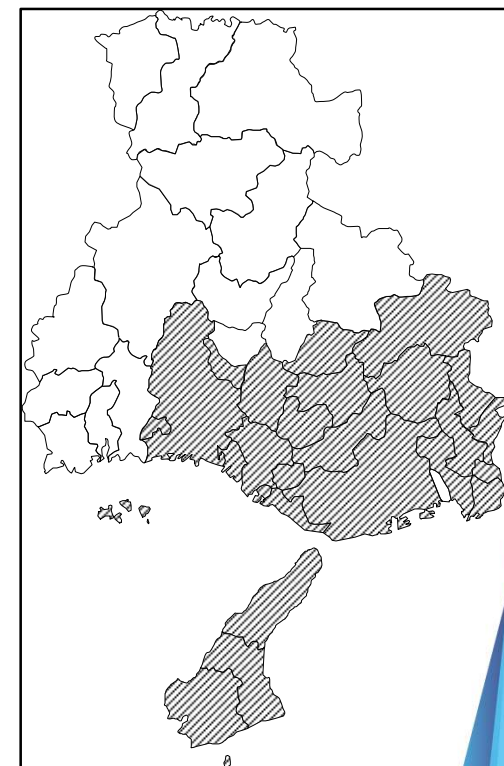
浄水場	事業計画		R8年度 申込水量 (m ³ /日)	R8年度 受水団体
	水源	計画給水量 (m ³ /日)		
多田	一庫ダム	480,400	90,120	神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市 川西市・猪名川町
三田	青野ダム 大川瀬ダム 川代ダム		86,680	神戸市・西宮市・三田市・西脇市・三木市 小野市・加東市・丹波篠山市
神出	呑吐ダム 大川瀬ダム 川代ダム		101,900	神戸市・明石市・三木市・稲美町 播磨町・淡路広域水道企業団（洲本市・南あわじ市・淡路市）
船津	黒川ダム 神谷ダム		107,540	高砂市・西脇市・加西市・加東市 姫路市・福崎町・太子町
中西条	呑吐ダム 大川瀬ダム 川代ダム		41,900	加古川市
合 計		480,400	428,140	17市5町1企業団（25市町）

1 事業の概要

(2) 事業計画図



【給水対象市町】



給水市町（25市町）

1 事業の概要

(3) 主な施設（浄水場・水質管理センター）

多田浄水場



所在地：川西市多田院字巖陰6-3
給水開始：昭和57年10月
処理能力：110,880m³/日
給水対象：神戸市、尼崎市、西宮市
伊丹市、宝塚市、川西市
猪名川町（6市1町）

三田浄水場



所在地：三田市西野上152
給水開始：昭和61年5月
処理能力：92,000m³/日
給水対象：神戸市、西宮市、三田市
西脇市、三木市、小野市
加東市、丹波篠山市（8市）

1 事業の概要

(3) 主な施設（浄水場・水質管理センター）

神出浄水場



所在地：神戸市西区神出町田井3-1
給水開始：昭和63年1月
処理能力：105,375m³/日
給水対象：神戸市、明石市、三木市
稲美町、播磨町
淡路広域水道企業団
(3市2町1企業団)

船津浄水場



所在地：姫路市船津町4552-1
給水開始：昭和54年4月
処理能力：112,000m³/日
給水対象：高砂市、西脇市、加西市
加東市、姫路市、福崎町
太子町（5市2町）

1 事業の概要

(3) 主な施設（浄水場・水質管理センター）

中西条浄水場



所在地：加古川市八幡町中西条739
給水開始：平成元年2月
処理能力：30,450m³/日
給水対象：加古川市（1市）

※ 中西条浄水場は市営中西条浄水場に併設しており、取水、浄水、送水に係る業務については、加古川市に委託

水質管理センター

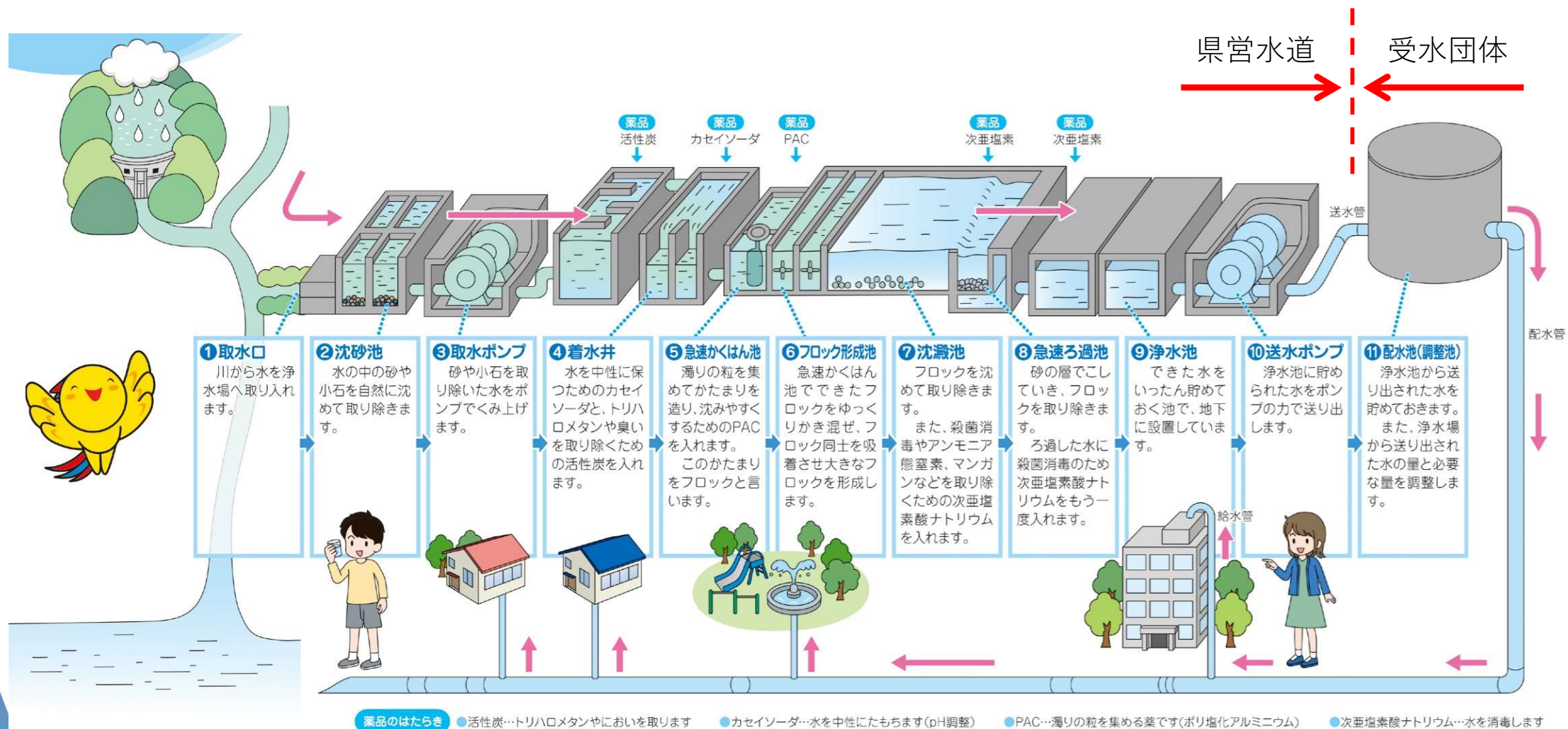


所在地：神戸市西区神出町田井3-1
（神出浄水場内）
供用開始：平成16年4月
水道GLP：平成18年12月認定

1 事業の概要

(4) 浄水処理

- 県営水道の浄水処理方式は、すべての浄水場で『凝集沈殿＋急速ろ過方式』を採用

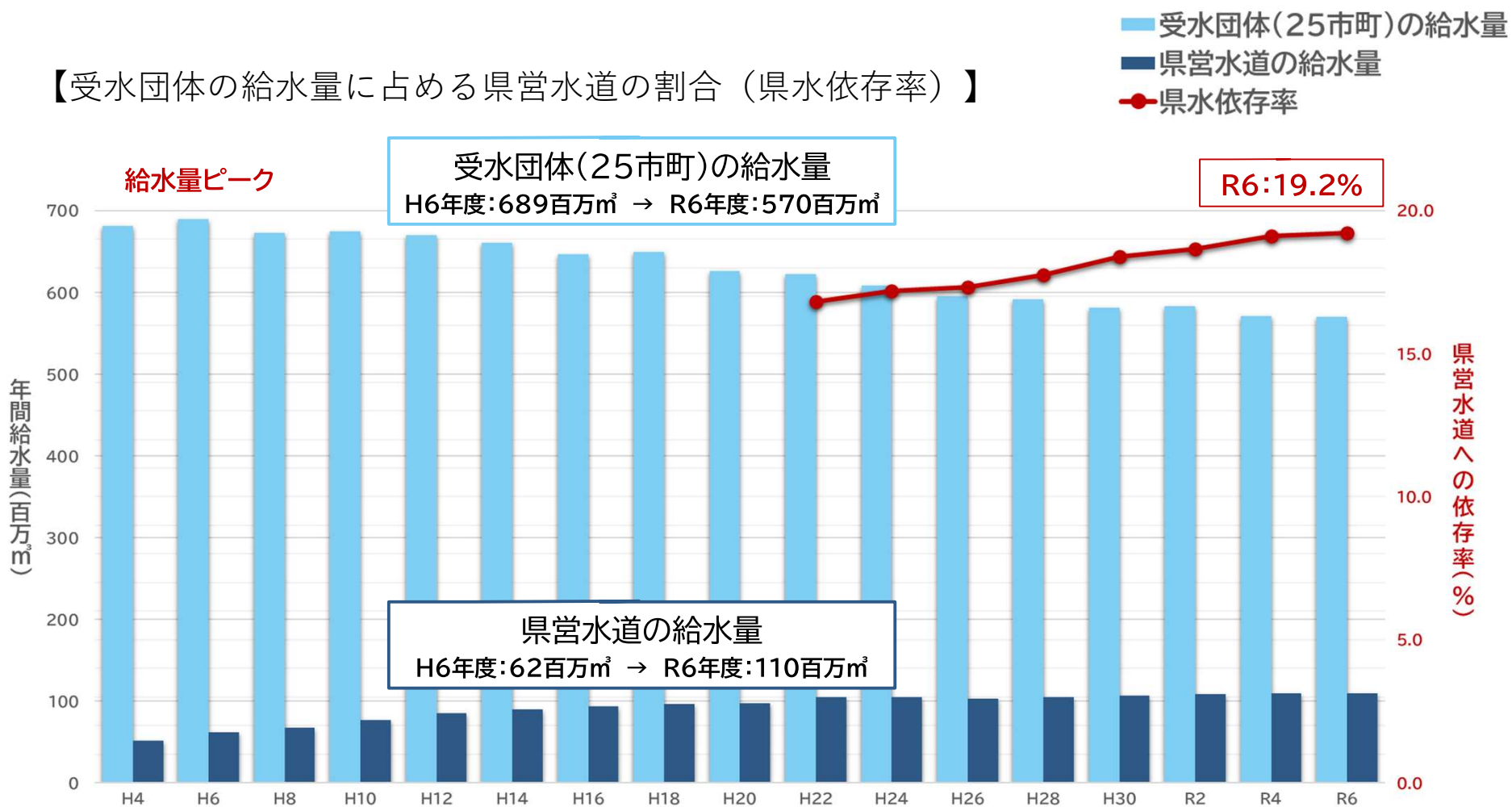


2 給水状況

(1) 給水量の推移

- 昭和54年度に船津浄水場で給水を開始して以降、順次給水区域を拡大
- 近年、節水機器の普及、人口減少等に伴う水需要の減少がみられる中、市町の自己水源から県営水道への転換等により、給水量は微増傾向

【受水団体の給水量に占める県営水道の割合（県水依存率）】



※県営水道への依存率は、現在の17市5町1企業団（25市町）となった平成21年度以降を記載

2 給水状況

(2) 受水団体別申込水量（令和8年度）

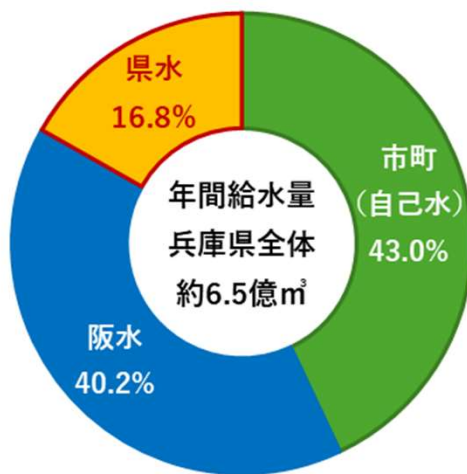
受水団体名	計画給水量 (m³/日)	R8申込水量 (m³/日)	県水依存率 (R6実績)	給水開始 年 月	受水団体名	計画給水量 (m³/日)	R8申込水量 (m³/日)	県水依存率 (R6実績)	給水開始 年 月
神戸市	28,360	28,360	3.8%	S63.7	播磨町	2,010	1,800	9.8%	S63.4
尼崎市	4,280	1,400	0.7%	H13.3	西脇市	7,600	6,000	39.4%	H21.5
西宮市	18,530	17,140	8.3%	H6.12	三木市	20,200	17,600	44.9%	S61.5
伊丹市	14,870	4,800	5.1%	H2.5	小野市	13,670	9,900	36.6%	S63.3
宝塚市	25,550	25,550	25.7%	H2.5	加西市	15,600	15,600	82.5%	S54.4
川西市	35,270	35,270	59.3%	S57.10	加東市	11,700	11,700	55.8%	S62.1
三田市	37,670	37,670	81.6%	S61.5	姫路市	84,900	77,750	32.7%	S54.6
猪名川町	12,200	10,600	89.5%	S58.4	福崎町	2,740	800	8.4%	H4.9
明石市	47,650	47,650	36.8%	S63.4	太子町	2,930	2,000	14.0%	H4.4
加古川市	41,900	41,900	39.3%	H1.2	丹波篠山市	10,700	10,700	57.0%	H16.10
高砂市	12,910	5,000	10.6%	H14.3	淡路広域水道企業団	27,180	17,650	23.4%	H10.4
稲美町	1,980	1,300	10.5%	H5.4	合 計	480,400	428,140	19.2%	

2 給水状況

(3) 県営水道の規模

- 兵庫県全体の年間給水量の16.8% → 約90万人分の水に相当
- 年間給水量は府県営水道用水供給事業で5番目

【県営水道のシェア率】



事業者名	年間給水量 (千m³)	シェア率
市町 (自己水源)	281,591	43.0%
阪神水道企業団	263,154	40.2%
兵 庫 県	109,577	16.8%
計	654,322	100.0%

【他府県営水道用水供給事業との比較】

順位	府県名	年間給水量 (千m³)	1日最大 給水量(m³)	給水開始 年 月
1	埼 玉 県	625,370	1,746,761	S43.4
2	愛 知 県	426,851	1,341,120	S37.1
3	沖 縄 県	155,928	460,600	S47.5
4	茨 城 県	146,905	457,072	S39.10
5	兵 庫 県	109,577	428,140	S54.4
6	宮 城 県	90,979	277,590	S55.4
7	奈 良 県	82,274	248,233	S45.7
8	静 岡 県	75,688	217,869	S44.9
9	三 重 県	74,647	235,710	S46.6
10	山 形 県	71,641	215,587	S58.4

(出典：令和6年度地方公営企業年鑑（総務省）)

3 経営状況

13

(1) 経営収支

- 経営収支はこれまで安定的に推移しており、令和7年度は14億36百万円の黒字見込
- 今後、増加していく施設の更新費用財源を確保するため、平成22年度から建設改良積立金として、利益の95%を積立としており、令和7年度までに約208億円を積立

【経営収支】（令和2年度～令和8年度）

区分／年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7 (決算見込)	R8 (当初予算)
申込水量（m ³ ／日）		414,530	414,530	417,850	417,850	428,140	428,140	428,140
年間有収水量（千m ³ ）		82,800	108,267	109,385	109,777	109,780	109,016	109,390
収 支	収益（百万円）	11,511	14,604	14,558	14,605	14,594	14,656	14,717
	費用（〃）	11,789	11,759	12,106	12,078	12,876	13,220	14,575
	当年度損益（〃）	△278	2,845	2,452	2,527	1,718	1,436	142

※令和2年度は、新型コロナ対策による料金免除（免除額30億43百万円）を実施したため、2億78百万円の赤字

【建設改良積立金】（令和2年度～令和7年度）

区分／年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (決算見込)
当年度末残高（百万円）	10,589	10,589	13,292	15,621	18,021	19,390
利益処分による積立額 （百万円）	0	2,703	2,329	2,400	1,369	1,364
処分後残高（百万円）	10,589	13,292	15,621	18,021	19,390	20,754

※令和2年度は、赤字を計上したため、積立なし

3 経営状況

14

(2) 健全経営の維持

① 料金収入の確保

ア 水道料金制度（二部料金制）

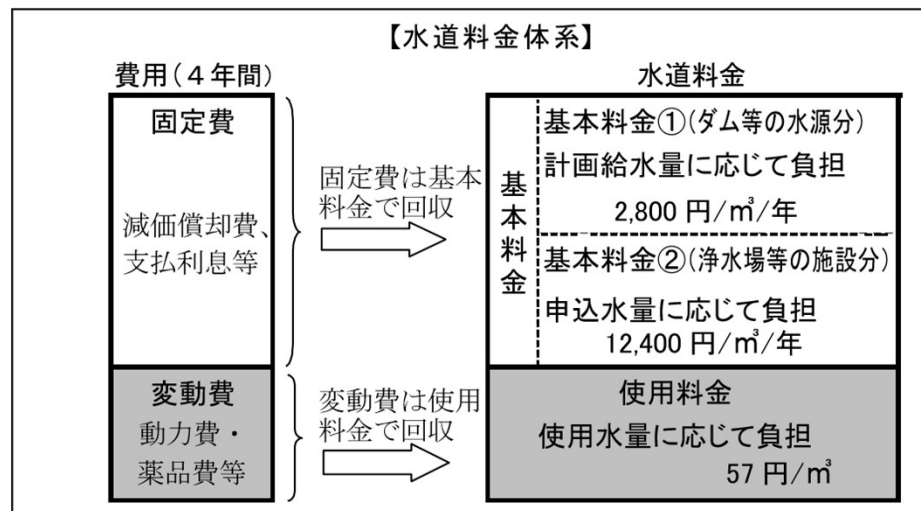
- 経営の安定化と受水団体間の負担の公平性を図るため、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用

イ 長期責任水量制の採用

- 経営基盤の確保及び事業の計画的かつ円滑な推進を図るため、料金算定期間（概ね4カ年）の水量について、協定を締結したうえで、各年度の申込を行う長期責任水量制を採用

ウ 水道料金の改定

- 概ね4年ごとの料金算定期間の収支見込に基づき料金を決定
- 現行料金（令和6年度～令和9年度）は平均供給単価で118円/m³（税抜）



《参考》平均供給単価の推移（二部料金制導入後）

年度	H12～19	H20～22	H23～27	H28～R1	R2～R5	R6～R9
単価(m ³)	155円	152円	132円	127円	120円	118円

3 経営状況

15

② 費用の抑制

ア 支払利息の軽減

- 低利債への借換や繰上償還による利息負担の軽減、段階的な施設整備による新規発行債の抑制により企業債残高を縮減
 - ・企業債残高平成11年度：1,407億円（ピーク時）→ 令和7年度：113億円

イ 先行投資の抑制

- 未整備の浄水施設、中継ポンプ場、送水管等については、水需要の動向等を踏まえて事業化を図ることとし、先行投資を抑制

ウ 効率的な施設管理

- アセットマネジメント推進計画に基づき、水道施設の健全性を維持しながら、更新費用の最小化や平準化を図るなど、効率的かつ効果的な施設管理を実践

エ その他費用の抑制

- 浄水場運転管理業務の民間委託の拡大により業務の合理化を進めるとともに、電気や薬品の一括調達によりスケールメリットを発揮させることで管理経費等を抑制

4 災害に強い水道づくり

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、災害発生時に迅速かつ円滑な応急給水・応急復旧が実施できるようハード、ソフト対策を進め、災害に強い水道づくりを推進

(1) ハード対策

① 水道施設の耐震化

ア 浄水場等

- 浄水場、水管橋、電気・機械設備については、耐震補強工事に計画的に取り組み、既に完了

イ 管路

- 管路の耐震化を進めており、レベル2地震動※¹の耐震性を有する管路は全体の72.9%（ただし、レベル1地震動※²の耐震性は有している）



水管橋の耐震補強（加古川横断共同橋）

水道施設の耐震性(R7年度末)			参 考
種 別	名 称	整備率	全国平均(R6)
貯水施設	○ 神谷ダム	有	—
水管橋	(69箇所)	100%(H21完了)	—
浄水施設 （多田浄水場、三田浄水場 神出浄水場、船津浄水場）	○ 土木・建築施設 浄水池、沈砂池、管理本館等 ○ 電気・機械設備 受変電設備、ポンプ設備等	100%(H21完了)	46.7%
管路(総延長280.4km)	耐震適合性のある管	72.9%(204.3km)	44.6%

※1 当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※2 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

4 災害に強い水道づくり

② 水道施設の浸水対策

- 市川の浸水想定区域内（10年～100年に1回程度の降雨規模）にある船津浄水場において、外周約1.4km、高さ1.3mの浸水防止用擁壁を整備済

③ 漏水事故への対策

- 漏水箇所の早期発見のため、管路の巡回点検、音聴による漏水調査の定期的な実施
- 漏水事故等の早期復旧のため、管路マッピングシステムの整備及び緊急用資材（カバージョイント）の備蓄
- 緊急用資材の備蓄状況は、県内外事業体の漏水事故等の際にも提供できるよう、県のホームページで公表

④ 緊急時のバックアップ施設の整備（連絡管の整備）

- 渇水時や地震・事故時の断水リスクに備え、浄水場間の連絡管等（バックアップ）整備について、他の管路強靱化対策とともに着手時期、実施方法を検討



浸水防止用擁壁（船津浄水場）



音聴による漏水調査

4 災害に強い水道づくり

(2) ソフト対策

① 事故対策マニュアル等の整備

- 事故発生時の被害拡大防止と迅速な復旧を図るため、マニュアル等を整備
 - ・「上・工水道施設事故対策処理要領」（令和8年6月改訂）
 - ・「湧水対策マニュアル」（令和7年4月改訂）
 - ・「県営水道・工業用水道事業継続計画」（令和3年4月改訂）

② 事故訓練等の実施

- 県営水道における事故・災害に備えて、定期的に訓練を実施
- 県内水道事業体の相互応援を円滑に進めるため、相互応援に関する協定に基づく訓練に毎年参加

③ 保存飲料水(アルミボトル缶)の製造・備蓄

- 保存飲料水（490ml/本）を製造・備蓄し、災害時の緊急対応や県民へのPRに活用
 - ・約4万1千本を備蓄（令和8年7月末現在）

④ 湧水時の対応

- 県民生活や企業活動に大きな影響を与えることの無いよう、早期の段階から受水市町や関係機関と協議・調整を実施



応急給水訓練（令和7年11月27日）



保存飲料水

5 安全・安心な水の提供

(1) 水質検査の充実とおいしい水づくり

- 法定の水質基準52項目をはじめとした合計95項目209物質の検査を実施

(2) 水安全計画等の整備

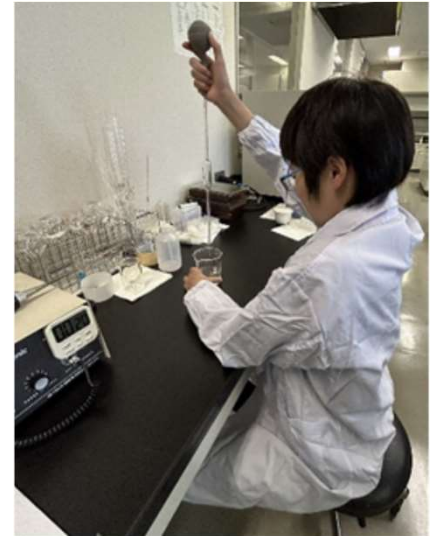
- 「水安全計画」 想定される危害発生への対応方法を整備
- 「水質検査計画」 適正な水質検査を行うための検査方法や項目を整備
- 「水質検査実施要領」 水質検査の内容と留意すべき点を整備

(3) P F A S（有機フッ素化合物）への対応

- 環境省が「PFOS及びPFOA」を水質基準に設定し、基準値を合計値で50ng/Lとした（R8年4月適用）
- 企業庁では4浄水場の取水口と浄水池で採水した水を水質の定期検査にあわせて、年4回の測定
- 浄水池では両物質とも定量下限値未満（5ng/L）※1
※1 分析方法において正確に定量できる最小値のこと

(4) 水道G L P 認証の堅持

- 「水質基準項目については、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、その測定には、正確かつ精度の高いものである必要がある※2」とされている
※2 「水質検査における精度と信頼性保証」 H15年4月 厚生科学審議会水道部会水質管理委員会答申
- 水質検査の信頼性の確保策として、優良試験所規範GLP（Good Laboratory Practice）の導入が全国でも進められ、企業庁においても平成18年に同認証を取得



水質管理センター（水質検査）

6 水道施設の健全維持

(1) アセットマネジメント推進計画

- 「アセットマネジメント推進計画」（平成20年度策定、平成29年度改定）に基づき、定期的な施設の点検・診断及び健全性評価等を実施し、修繕工事や長寿命化工事の実施により更新時期の平準化を図るなど、適正な施設の管理運営を推進
- 今後、水道施設全体の健全性の再評価、更新需要の把握や新しい建設計画と整合した施設更新計画の検討を進め、「アセットマネジメント推進計画」の見直しを、令和9年度に実施予定

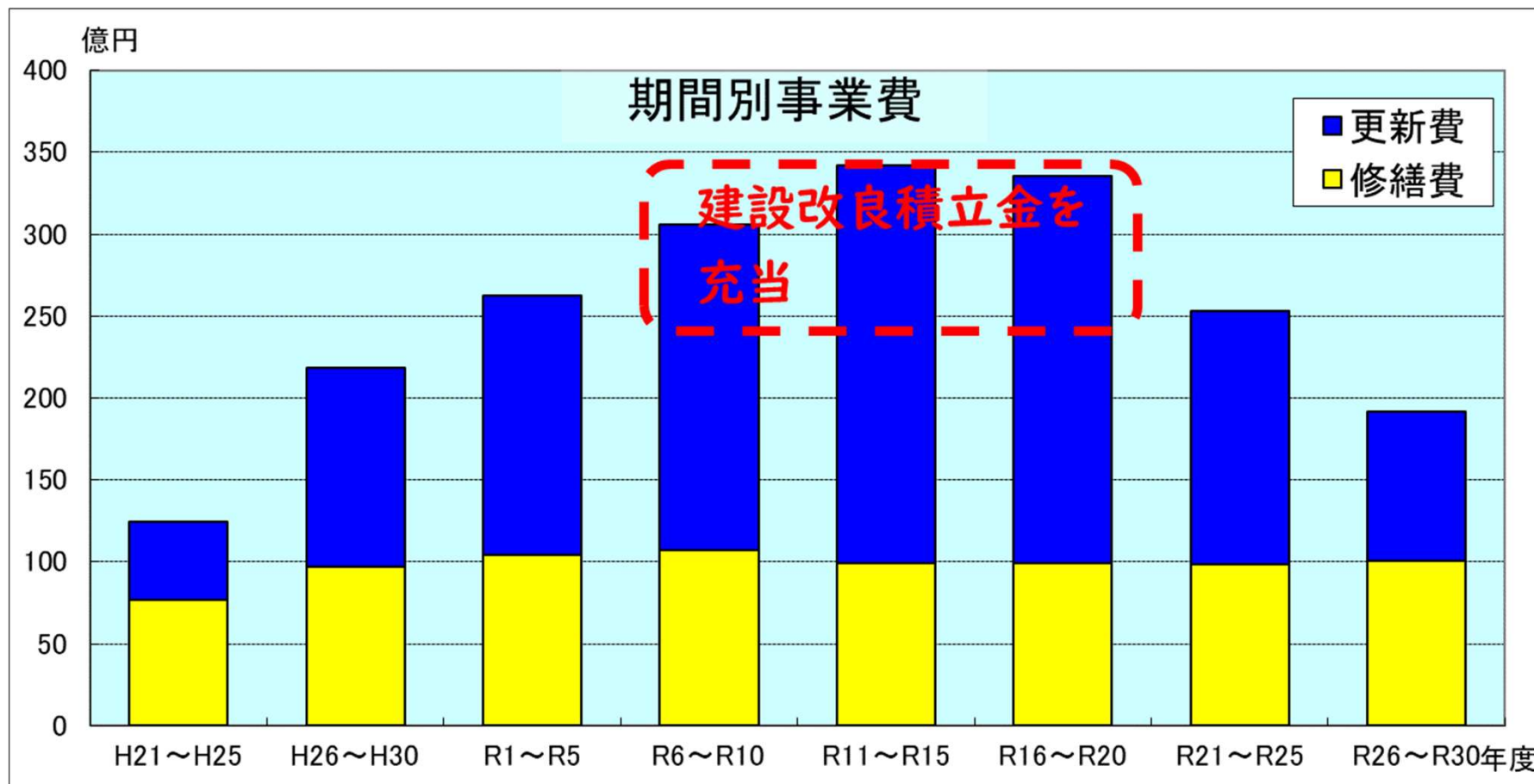
【アセットマネジメント推進計画の概要】

計画期間	平成21年度～令和30年度	
計画内容	① 施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分 ② 施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 ③ 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 ④ 事業収支を考慮した更新時期の平準化 ⑤ 計画の継続的な推進とフォローアップ	
対象施設	管路施設	延長：約260km 口径：φ150～φ2,000mm
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備、薬品注入設備等
	土木・建築施設	沈砂池、浄水池、管理本館等
対象施設の使用目標年数	管路施設	ダクタイル管 60年～100年、鋼管 70年
	電気・機械設備	電気設備 9年～43年、機械設備 15年～40年
	土木・建築施設	土木施設 70年～100年、建築施設 60年～80年
費用総額	40年間で約2,000億円（H29改定時の試算）	

6 水道施設の健全維持

(2) 修繕・更新見通し

- 今後の本格的な更新に備え、平成22年度から令和5年度の14年間で建設改良積立金（目標額150億円）を積立
- 令和5年度に目標額に達したが、近年の工事費高騰を踏まえ、令和6年度以降も積立を継続



7 令和8年度の主な工事

22

施設名	令和8年度に実施する整備内容
多田浄水場	濃縮槽掻寄機設備更新工事、遠方監視制御設備更新工事、猪名川幹線管路更新工事
三田浄水場	三田浄水場電気設備更新工事（取水、着水、薬注、活性炭、2系沈殿池）、取引用流量計更新工事、中央監視制御設備更新工事
神出浄水場	薬品注入設備更新工事、1系ろ過池設備更新工事
船津浄水場	ドライ炭注入設備更新工事、取引用流量計更新工事
中西条浄水場	ポンプ設備整備工事
水質管理センター	分光光度計更新、超純水製造装置更新



多田浄水場
猪名川幹線管路更新工事



三田浄水場
中央監視制御設備更新工事



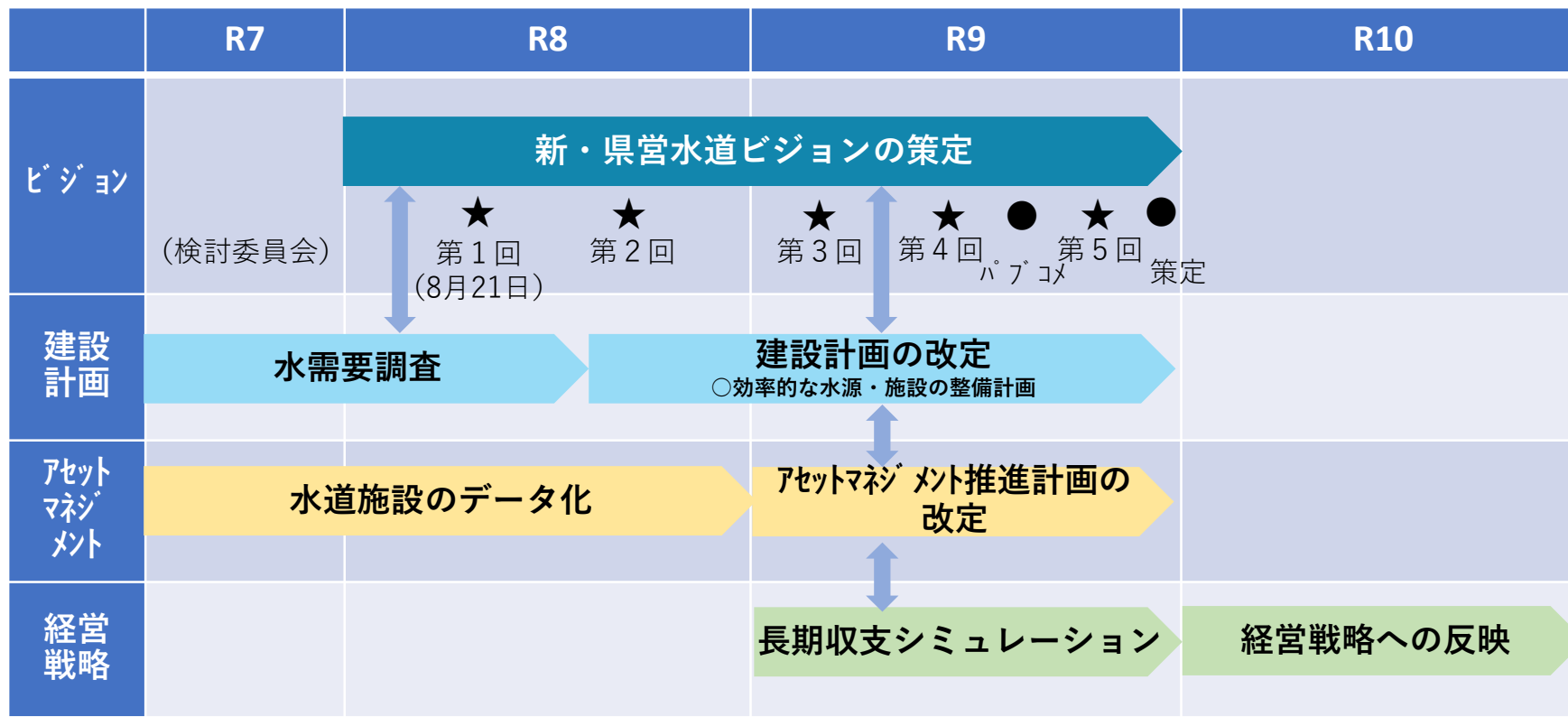
神出浄水場
1系ろ過池設備更新工事

8 未来に向けて

(1) 新・県営水道ビジョンの策定

- 今後の人口減少による水需要の減少が見込まれる一方で、各受水団体の自己水源の水質悪化などによる県営水道への依存増等の水量の変化や、施設老朽化に伴う更新需要の増大、技術者の高齢化や人手不足など、長期的・構造的な課題を踏まえ、持続可能な水道用水供給事業の構築に向けて新たな県営水道ビジョンを策定（当面の目標年度：中長期を見据えつつ、策定から10年後の令和19年度）
- 新ビジョン策定に当たっては、学識経験者等による検討委員を設置し、検討を実施
- 新ビジョンを踏まえた今後の投資額から長期収支を算定し、料金を設定する必要があるため、県営水道料金の次期改定を1年延伸（延伸前：R6～R9 → 延伸後：R6～R10）

【参考】主なスケジュール



8 未来に向けて

(2) 阪神水道企業団との連携

- 兵庫県企業庁と阪神水道企業団との連携強化、円滑な事業運営に資することを目的として、連携協力に関する協定をH30年5月28日付けで締結

【協定における連携協力事項】

- 人的・知的資源の交流
- 協働による調査研究の実施
- 会議・研修等に対する協力・支援
- 広域化に関する情報共有等



第8回意見交換会（令和8年7月）

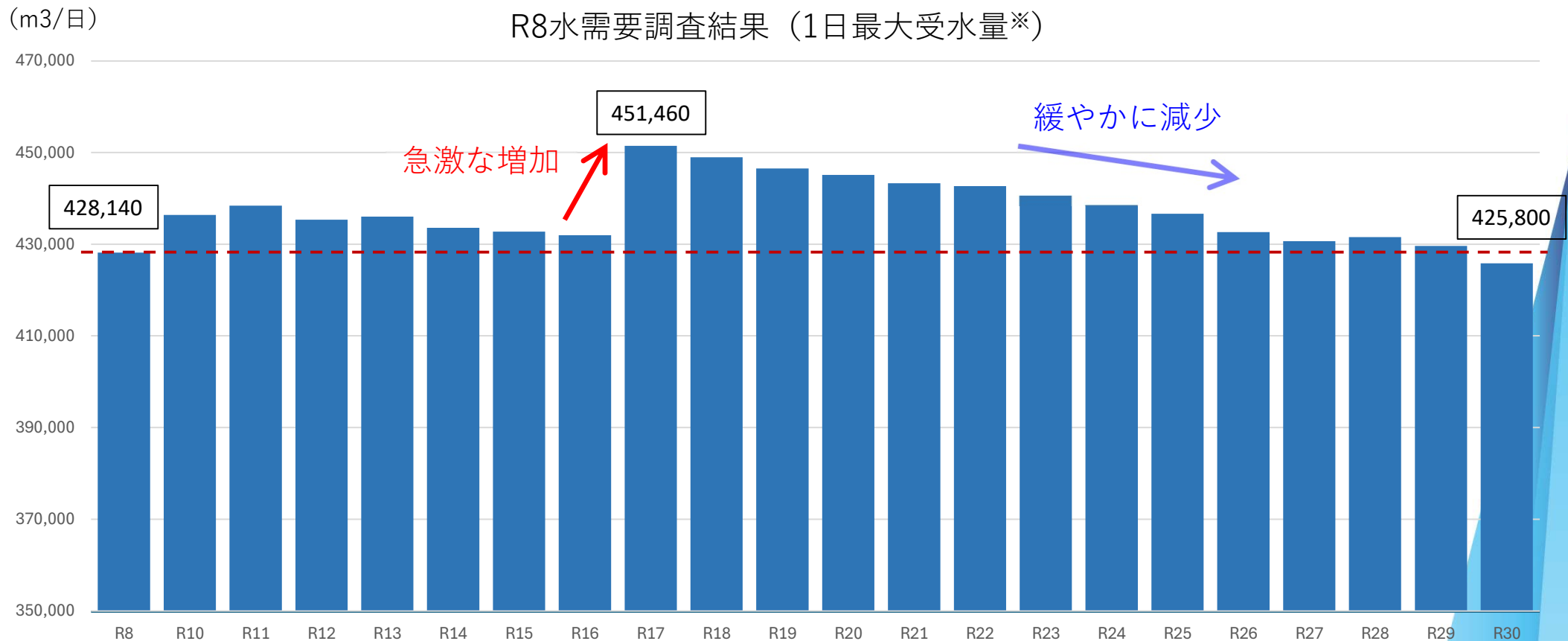
【実施状況】

- | | |
|----------|--|
| H30～R5年度 | 相互の施設見学会・情報交換会などの開催 |
| R2～4年度 | 人事交流 |
| R2年度 | 「企業庁と阪神水道企業団における水質検査等に関する協定」締結
・水質検査が実施できない時の相互応援など |
| R3年度 | 「企業庁と阪神水道企業団との水道用水相互融通に関する基本協定」締結
・災害や渇水時における水道用水の相互融通 |
| R6年度～ | 幹部意見交換会の開催（R8年7月までに計8回実施）
・県水、阪水による効率的な水道用水供給の検討
・事故災害時における応援協定の締結に向けた検討など |

8 未来に向けて

TOPICS① 水需要調査結果の報告

- 県営水道の水需要ピークは、R17年度の451,460m³/日
 - ・ R17年度はR8年度と比較すると23,320m³/日の増加
 - ・ R17年度の急激な増加の主な要因は、R16年度に予定されている鳥羽浄水場（明石市）の廃止
- R30年度の水需要は、R17年度以降、緩やかに減少しR8年度とほぼ同程度
 - ・ R17～R30年度の13年間で25,660m³/日の減少
 - ・ R8年度とR30年度を比較すると2,340m³/日の減少



※ 1日最大受水量は日平均受水量から県営水道の基準で算出（負荷率0.7）

Ⅱ 工業用水道事業について

1 事業の概要

(1) 事業の目的と概要

- 姫路市西部臨海部の工業用水の需要に対応するため、昭和13年に給水を開始
- 昭和30年代以降の高度経済成長に伴う播磨工業地帯の工業用水の需要の拡大に対応するため順次給水区域を拡大
- 現在、5 ダムを水源に、揖保川第1、揖保川第2、市川、加古川の4事業において、103事業所に対し、日量67万2,520m³の契約水量で工業用水道事業を実施

(令和8年6月30日現在)

事業名	契約水量 (m ³ /日)	給水料金※3 (円/m ³)	給水事業所 〔給水区域〕	給水 開始
揖保川第1	257,880	4.30※1	3事業所 〔姫路市〕	S13～
揖保川第2	75,800	14.30	16事業所 〔姫路市、太子町〕	S46～
市川	140,000	15.00	20事業所 〔姫路市〕	S39～
加古川	198,840	25.00	64事業所 〔明石市、加古川市、高砂市、播磨町〕	S41～
合計等	672,520	13.77※2 (加重平均)	103事業所 〔6市町〕	—

※1 揖保川第1は、受水企業が配水施設を所有しているため、料金が低廉

※2 給水料金の合計は、各事業の契約水量による加重平均で算出

※3 給水料金は税抜

1 事業の概要

(2) 給水区域概要図



(3) 主な施設

揖保川工業用水道
〔第1工水、第2工水〕



所在地：姫路市余部区上川原156-1
給水開始：昭和13年8月〔第1工水〕
昭和46年4月〔第2工水〕
処理能力：257,880m³/日〔第1工水〕
75,800m³/日〔第2工水〕
給水対象：姫路市、太子町（1市1町）
受水企業：19事業所

市川工業用水道



所在地：姫路市飾磨区妻鹿394-13
給水開始：昭和39年6月
処理能力：140,000m³/日
給水対象：姫路市（1市）
受水企業：20事業所

加古川工業用水道



所在地：加古川市平荘町養老656
給水開始：昭和41年5月
処理能力：236,250m³/日
給水対象：明石市、加古川市、高砂市
播磨町（3市1町）
受水企業：64事業所

2 契約水量及び使用状況

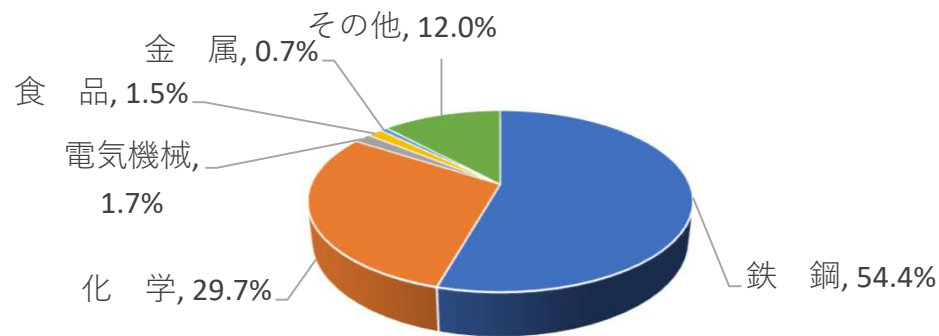
(1) 契約水量

- 令和8年6月30日現在、103事業所と日量67万2,520m³の給水契約を締結

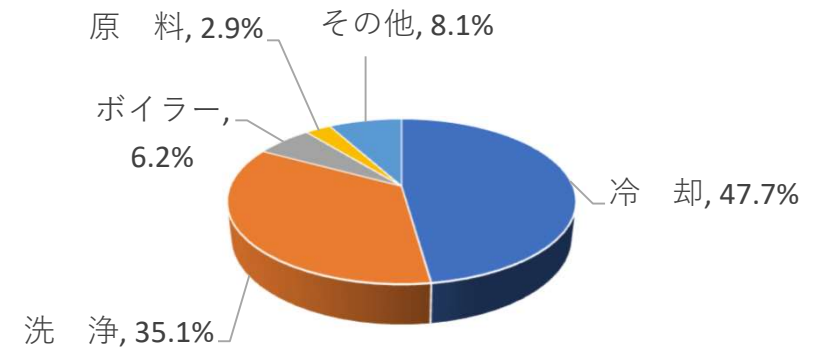
(2) 使用状況

- 業種別では鉄鋼、化学の順、用途別では冷却、洗浄の順で使用

【業種別状況】



【用途別状況】

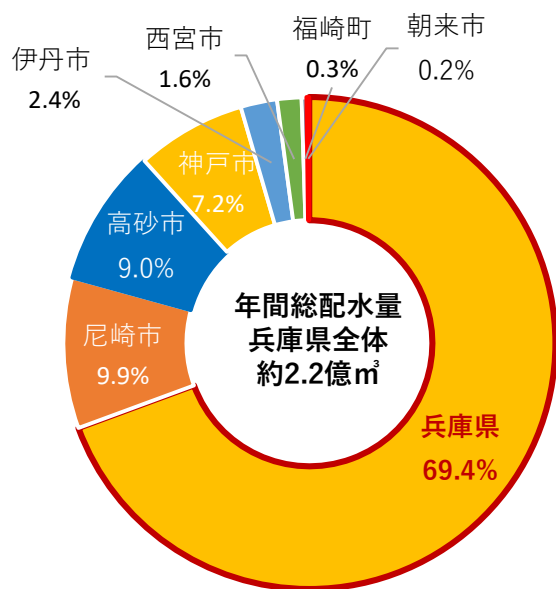


2 契約水量及び使用状況

(3) 県営工水の規模

- 兵庫県全体の年間総配水量の69.4% → 103事業所に工業用水を供給
- 年間総配水量は道府県営工業用水道事業で8番目

【県営工水のシェア率】



事業者名	年間総配水量 (千m ³)	シェア率
市町営事業計	67,949	30.6%
兵庫県	154,120	69.4%
計	222,069	100.0%

【他道府県営工業用水道事業との比較】

順位	道府県名	年間総配水量 (千m ³)	配水能力 (m ³ /日)	給水開始 年 月
1	山 口 県	367,531	1,729,550	S15.10
2	愛 知 県	308,860	1,450,600	S36.12
3	千 葉 県	274,980	1,134,560	S39.4
4	福 島 県	253,834	1,182,700	S37.10
5	茨 城 県	226,594	1,132,680	S41.10
6	大 分 県	168,086	564,000	S34.7
7	岡 山 県	167,157	761,900	S43.4
8	兵 庫 県	154,120	709,930	S13.8
9	三 重 県	153,728	911,500	S31.4
10	静 岡 県	144,467	1,466,290	S16.4

(出典：令和6年度地方公営企業年鑑（総務省）)

3 経営状況

32

(1) 経営収支

- 平成5年度以降、33年連続の黒字決算で、令和7年度の収益的収支も、40億23百万円の収益に対し費用は31億20百万円で9億3百万円の黒字見込
- 営業収益は、例年ほぼ同額程度を確保しているが、営業費用は、物価高騰により動力費等が増加傾向にあり、当年度損益は減少傾向
- 今後、増加していく施設の更新費用財源を確保するため、平成25年度から建設改良積立金として、利益の95%を積立てしており、令和7年度までに約115億円を積立

【経営収支】（令和2年度～令和8年度）

区分／年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7 (決算見込)	R8 (当初予算)
契約水量（m ³ ／日）		644,853	645,433	645,476	645,546	672,520	672,520	672,520
収 支	収益（百万円）	4,074	3,812	3,762	3,792	3,864	4,023	4,382
	費用（　〃　）	2,776	2,796	2,948	2,889	2,960	3,120	3,667
	当年度損益（　〃　）	1,298	1,016	814	903	904	903	715

【建設改良積立金】（令和2年度～令和7年度）

区分／年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (決算見込)
当年度末残高（百万円）	6,001	7,234	8,199	8,972	9,830	10,689
利益処分による積立額 （百万円）	1,233	965	773	858	858	858
処分後残高（百万円）	7,234	8,199	8,972	9,830	10,689	11,547

3 経営状況

(2) 健全経営の維持

① 料金収入の確保

ア 契約水量の確保

- 契約水量の維持確保のため、既存企業への定期的な説明や対外的P R活動、情報収集を実施

② 費用の抑制

ア 支払利息の軽減

- 低利債への借換や繰上償還による利息負担の軽減、段階的な施設整備による新規発行債の抑制により企業債残高を縮減
 - ・企業債残高 昭和63年度：374億円（ピーク時）→ 令和7年度：24億円

イ 先行投資の抑制

- 未整備の取水・配水施設については、水需要の動向を踏まえて事業化を図るなど、先行投資を抑制

ウ 効率的な施設管理

- アセットマネジメント推進計画に基づき、工水施設の健全性を維持しながら、更新費用の最小化や平準化を図るなど、効率的かつ効果的な施設管理を実践

エ その他費用の抑制

- 運転管理業務の民間委託の拡大により業務の合理化を進めるとともに、電気の一括調達によりスケールメリットを発揮させることで管理経費等を抑制



工水連絡会

4 災害に強い工業用水道づくり

阪神・淡路大震災では、阪神間の各事業体の工業用水道施設が被害を受け、産業活動に大きな支障をきたしたことを教訓として、災害に強い工業用水道づくりを推進

(1) ハード対策

① 工業用水道施設の耐震化

ア ポンプ場等

- 各ポンプ場の管理棟、電気・機械設備、水管橋については、耐震補強工事に計画的に取り組み、既に完了

イ 管路

- 老朽化対策と併せて耐震化を進めており、レベル2地震動※¹の耐震性を有する管路は全体の35.1%（ただし、レベル1※²地震動の耐震性は有している）



水管橋の耐震補強（市川水管橋）

工業用水道施設の耐震性(R7年度末)			参 考
種 別	名 称	整備率	全国平均(R6)
貯水施設	○ 平荘ダム ○ 権現ダム	有	—
水管橋	(34箇所)	100%(H21完了)	—
取水・配水施設 〔揖保川第1・第2工水 市川工水・加古川工水〕	○ 土木・建築施設 沈砂池、管理本館等 ○ 電気・機械設備、 受変電設備、ポンプ設備等	100%(H18完了)	36%
管路(総延長150.0km)	耐震適合性のある管	35.1%(52.7km)	50%

※1 当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※2 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

4 災害に強い工業用水道づくり

② 施設の浸水対策

- 河川の浸水想定区域（10年～100年に1回程度の降雨規模）に立地している施設に対し、平成22年度から計画的に浸水対策工事を実施し、平成28年度に完了

対象施設	対策工	完成年度
加古川工水 養老ポンプ場	浸水防止用擁壁を設置	平成22年度
揖保川第2工水 第2ポンプ場	電気棟嵩上げ工事	平成23年度
揖保川第2工水 第1ポンプ場	電気設備嵩上げ工事等	平成27年度
市川工水 市川ポンプ場	管理棟南面止水壁を設置	平成28年度



電気棟嵩上げ工事
(揖保川第2工水第2ポンプ場)



電気設備嵩上げ工事等
(揖保川第2工水第1ポンプ場)



管理棟南面止水壁
(市川ポンプ場)

4 災害に強い工業用水道づくり

③ 漏水事故への対策

- 漏水箇所の早期発見のため、管路の巡回点検、音聴による漏水調査の定期的な実施
- 漏水事故等の早期復旧のため、管路マッピングシステムの整備及び緊急用資材（カバージョイント）の備蓄
- 緊急用資材の備蓄状況は、県内外事業者の漏水事故等の際にも提供できるよう、県のホームページで公表



緊急用資材の備蓄

(2) ソフト対策

① 相互応援体制の構築

- 災害発生時に迅速かつ円滑な応急復旧が実施できるよう、近畿圏において相互応援体制を整備
 - ・「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」(平成10年11月締結)

② 事故対策マニュアル等の整備

- 事故発生時の被害拡大防止と迅速な復旧を図るため、事故対策マニュアルを整備し、本庁・事務所合同の事故訓練を定期的実施



事故訓練

5 工水施設の健全維持

(1) アセットマネジメント推進計画

- 「アセットマネジメント推進計画」（平成20年度策定、平成30年度改定）に基づき、定期的な施設の点検・診断及び健全性評価等を実施し、修繕工事や長寿命化工事の実施により更新時期の平準化を図るなど、適正な施設の管理運営を推進
- 今後、施設の更新・修繕費用が増大し、経営への影響が懸念されるため、新たな技術・工法の採用や施設のダウンサイジング等も含めて、「アセットマネジメント推進計画」の見直しを、令和10年度に実施予定

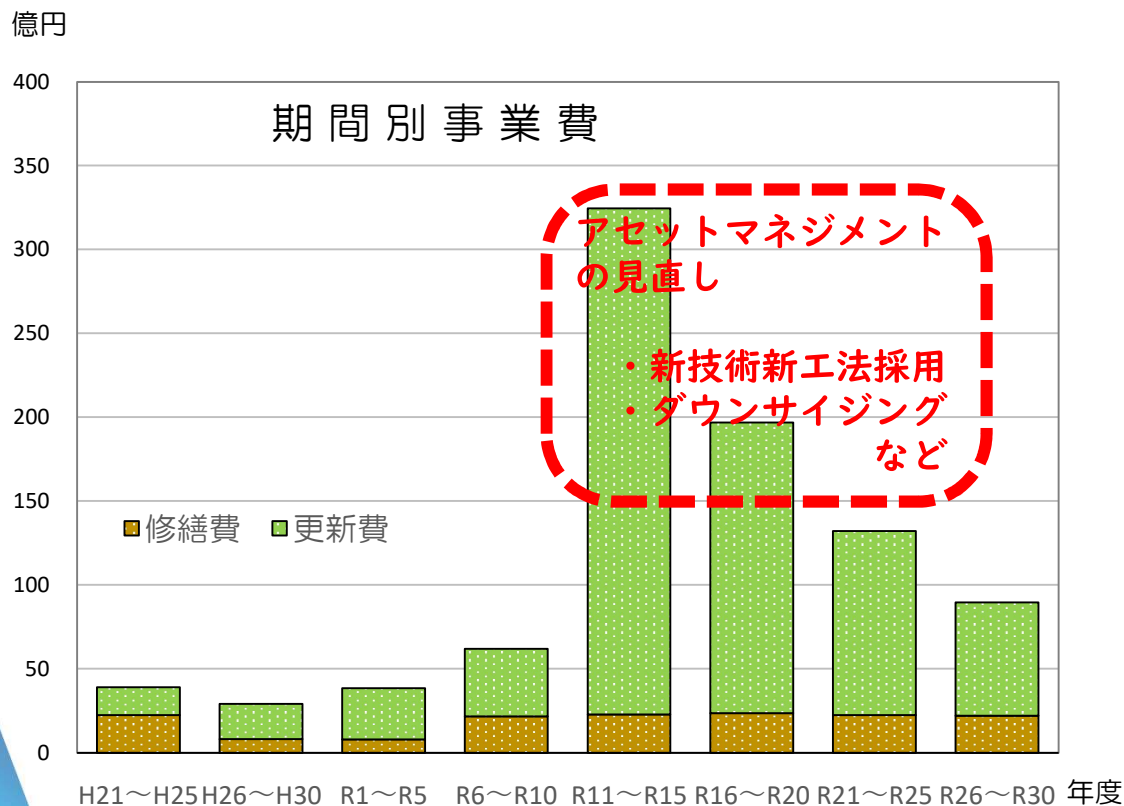
【アセットマネジメント推進計画の概要】

計 画 期 間	平成21年度～令和30年度	
計 画 内 容	① 施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分 ② 施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 ③ 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 ④ 事業収支を考慮した更新時期の平準化 ⑤ 計画の継続的な推進とフォローアップ	
対 象 施 設	管 路 施 設	延長：約150km 口径：φ75～φ2,000mm
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備等
	土木・建築施設	沈砂池、管理本館等
対 象 施 設 の 使 用 目 標 年 数	管 路 施 設	ダクタイル管 60年～100年、鋼管 70年
	電気・機械設備	電気設備 9年～43年、機械設備 15年～40年
	土木・建築施設	土木施設 70年～100年、建築施設 60年～80年
費 用 総 額	40年間で約900億円（H30改定時の試算）	

5 工水施設の健全維持

(2) 修繕・更新見直し

- 今後、老朽化の進行により、施設の更新・修繕費用が増大し、経営への影響を懸念
- 令和11年度以降の大規模更新工事着手までに、新たな技術・工法の採用や施設のダウンサイジング等も含めて、アセットマネジメント推進計画の総合的な見直しを実施



TOPICS②

AIを活用したアセットマネジメント計画の検討

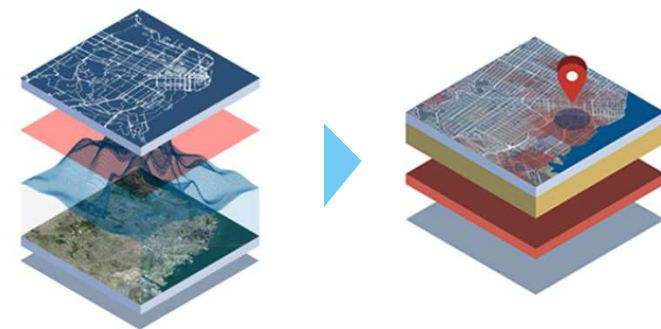
(1) 目的

- 計画的な施設更新と経営収支の健全性を中長期的な視点で確保

(2) 検討手法

- 管路の埋設環境等をAIが解析し、管路毎に将来の漏水発生確率を予測
- 漏水リスクが高い箇所を優先的に更新することによって、漏水リスクの低減と、更新費用低減を両立

〔参考〕 AIによる解析手法（イメージ）



水道管の情報と埋設環境のデータを掛合せて計算

管路毎に将来の漏水確率の予測が可能に

6 令和8年度の主な工事

39

施設名	令和8年度に実施する整備内容
揖保川第2	監視制御設備更新工事
市 川	サイフォン管流量計設置工事
加古川	平荘ダムゲート設備更新工事



揖保川第2
監視制御設備更新工事



市 川
サイフォン管流量計設置工事



加古川
平荘ダムゲート設備更新工事

Ⅲ 再生可能エネルギーへの取組について

1 太陽光発電

(1) 企業庁メガソーラープロジェクト

① 事業の目的と概要

ア 再生可能エネルギー普及拡大への貢献

- 企業庁が保有する資産・用地に、太陽光発電施設を整備することにより、再生可能エネルギーの普及拡大に貢献

イ 保有資産の有効活用

- 水道用水供給事業、工業用水道事業が保有する資産（ダム、土地）や、地域整備事業が保有する用地の暫定的利用として、企業資産運用事業で太陽光発電施設を整備し、保有資産を有効活用

ウ 売電収入の確保

- 企業庁が直営方式で太陽光発電事業を行い、発電電力は、固定価格買取制度（FIT）により全量を電力会社へ売電
- 総発電出力は約3万kWで12箇所の太陽光発電所を整備
- 引き続き、効率的な維持管理に努め売電収入を確保

【年度別売電収入実績（税込）】

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発 電 量 (千kwh)	36,389	38,194	36,093	37,205	37,638	35,942	37,313	35,252	34,811	36,156
売電収入(百万円)	1,451	1,523	1,440	1,494	1,528	1,459	1,515	1,432	1,414	1,467

1 太陽光発電

42

【対象地区・発電出力等】

	設置面積	発電出力	発電開始年月	売電単価 (税抜)
① 三田カルチャータウン ※2	8.6ha	6,530kW	H26. 3	40円/kwh
② 網干沖地区 ※1	1.5ha	1,180kW	H25.11	
③ 播磨科学公園都市（住宅用地）	6.0ha	5,000kW	H26.12	36円/kwh
④ 播磨科学公園都市（産業用地）	2.2ha	2,000kW	H27. 2	
⑤ 播磨科学公園都市（都市運営用地）	0.7ha	610kW	H27. 2	32円/kwh
⑥ 佐野地区 ※2	2.5ha	2,000kW	H27. 1	36円/kwh
⑦ 神谷ダム堤体法面	3.2ha	4,990kW	H28. 2	
⑧ 神谷ダム土取場	1.7ha	1,780kW	H26.11	
⑨ 中西条地区	1.7ha	1,590kW	H26.11	
⑩ 平荘ダム堤体法面	1.6ha	1,610kW	H28. 2	
⑪ 権現ダム堤体法面	1.9ha	1,760kW	H26.11	
⑫ 養老ポンプ場	0.8ha	550kW	H26. 6	
計	32.4ha	29,600kW		平均 37円/kwh

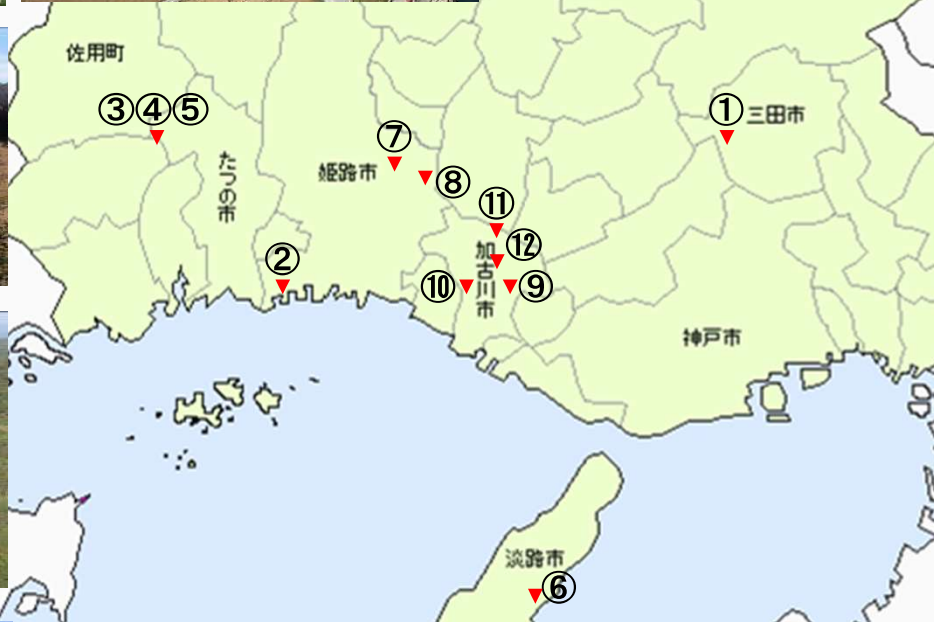
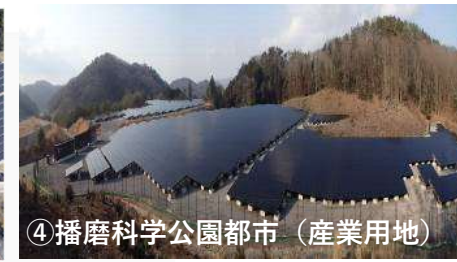
※1 港湾整備に合わせて撤去

※2 令和7年度に実施したサウンディング型市場調査結果を踏まえ、土地・太陽光発電設備一体での売却手続に着手

1 太陽光発電

【事業箇所の位置等】

43



1 太陽光発電

44

② 特徴的な取組

ア ダム堤体法面の有効活用

- ダム堤体を有効活用することにより、ダム本来の目的を損なわず、太陽光発電という新たな役割を担うものであり、ダム堤体の活用は全国初となる取組

イ 環境学習・啓発等への活用

- 三田カルチャータウン及び播磨科学公園都市では、見学施設を整備して学生等の環境学習や地域住民へのクリーンエネルギーの普及啓発などに活用
- 網干沖地区では、隣接の「エコパークあぼし」でP Rするとともに、住民・学生等を対象とした環境学習に活用するなど、環境関連施策への理解を促進



ダム堤体法面の有効活用（権現ダム）



環境学習（播磨科学公園都市）



三田浄水場（太陽光①～④）

(2) 自家消費型太陽光発電設備

① 事業の目的

- 水道用水供給事業に係る温室効果ガス(CO2等)排出削減

② 導入状況

- 現在三田浄水場に導入し、年間50万kWhを発電（三田浄水場使用電力の約5%）

対象浄水場	設置面積	発電出力	発電開始時期
三田浄水場	5,000㎡	440kW	H24.8

2 小水力発電

45

(1) 事業の目的

- 既存ダム的高低差を有効活用した小水力発電を運営し、再生可能エネルギーの普及拡大に貢献

(2) 導入状況

- 現在 5 箇所の小水力発電施設が稼働

【小水力発電導入状況(企業庁関係)】

	対象ダム	管理主体	発電出力	企業庁 建設費 負担率	発電開始 時期	区分
①	神谷ダム	企業庁	393kW	100.0%	R2.4	自家消費
②	一庫ダム	水資源機構	1,900kW	37.6%	S58	自家消費 余剰売電
③	呑吐ダム	農林水産省	275kW	49.5%	H28.4	全量売電
④	大川瀬ダム	農林水産省	199kW	49.5%	H28.4	全量売電
⑤	生野ダム	土木部	497kW	31.5%	H30.4	自家消費 余剰売電
計			3,264kW			

神谷ダム小水力発電

